○内閣農林水産省令第六号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）及び関係法令の規定に基づき、農業信用保証保険法施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　坂本　哲志

農業信用保証保険法施行規則等の一部を改正する命令

（農業信用保証保険法施行規則の一部改正）

第一条　農業信用保証保険法施行規則（昭和四十一年大蔵省農林省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第四条**　法第十七条第三項（法第二十四条第八項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第七条において同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 （電磁的記録） **第七条**　法第四十二条第五項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。	（情報通信の技術を利用する方法） **第四条**　法第十七条第三項（法第二十四条第八項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 （電磁的記録） **第七条**　法第四十二条第五項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（中小漁業融資保証法施行規則の一部改正）

第二条　中小漁業融資保証法施行規則（昭和四十九年大蔵省農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第二条**　中小漁業融資保証法（以下「法」という。）第十三条第三項（法第四十八条第九項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第五条において同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 （電磁的記録） **第五条**　法第三十三条第四項の主務省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。	（情報通信の技術を利用する方法） **第二条**　中小漁業融資保証法（以下「法」という。）第十三条第三項（法第四十八条第九項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 （電磁的記録） **第五条**　法第三十三条第四項の主務省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。